

第 5 次美幌町行財政改革大綱(案)

令和〇年〇月

美 幌 町 

目 次

1	これまでの行政改革の取り組み	1
2	策定の背景	2
	（1）人口の推移	
	（2）財政状況	
	（3）行政のデジタル化	
3	今後の行財政改革の必要性	7
4	第5次行財政改革の基本事項	8
	（1）構成	
	（2）計画期間	
	（3）基本理念	
	（4）基本方針と体系	
	（5）実施計画	
5	推進体制等	11
	（1）推進体制	
	（2）進行管理と成果の公表	
	（3）行財政運営警戒アラート	

Ⅰ これまでの行政改革の取り組み

美幌町の行政改革は、昭和61年度の「第1次行政改革」から始まりました。以後、時代に即した取組を推進するため、平成9年度に「第2次行政改革大綱」、平成22年度に「第3次美幌町行政改革大綱」、平成28年度に「第4次美幌町行政改革大綱」を策定し、「町民満足度の向上をめざした持続可能な行財政運営の確立」を基本理念として、3つの基本方針「町民満足度の向上」「町民参加と協働の推進」「効率的な行財政運営」に関する取組を実施してまいりました。

【これまでの主な取組】

取組期間	基本方針等	主な取組
第1次行政改革 (昭和61～平成8年度)	○行政のスリム化を重点とした取組	・課及び係の統合 ・審議会等の見直し ・特殊勤務手当の見直し ・OA機器等の活用 など
第2次行政改革 (平成9～21年度)	○事務事業の見直し ○時代に即応した組織、機構の見直し ○定員管理及び給与の適正化 ○効果的な行政運営と職員的能力開発等 ○行政の情報化の推進等による行政サービスの向上 ○会館等公共施設の設置及び管理運営	・「ケチケチ運動」の推進 ・民間委託(下水処理場、給食配送など) ・保育園の保育時間の延長 ・補助金・負担金の見直し、削減 ・指定管理者制度の導入 ・町立幼稚園の廃止 ・スポセン等の祝祭日の開館 など
第3次行政改革 (平成22～31年度)	○健全な財政運営 ○効率的な事務事業の推進 ○町民との協力・協働によるまちづくり ○行政サービスの向上	・低年齢児保育への民間活力の導入 ・峠の湯公社を指定管理へ移行し解散 ・補助金等適正化の推進 ・自治基本条例の制定 ・美園保育所の休止 ・公共施設等の適正保有、効果的利用 ・特養緑の苑を民間移譲 など
第3次行政改革(改訂) (平成25～27年度)	○簡素で効率的・効果的な行政経営の推進 ○未来に責任を持った持続可能な財政基盤の確立 ○組織の活性化と職員力の向上 ○協働と連携による行政経営の推進	・債権管理条例の制定 ・ファイリングシステムの導入 ・広報、ホームページのリニューアル ・町税等のコンビニ収納開始 など
第4次行政改革 (平成28～令和8年度)	○町民満足度の向上 ○町民参加と協働の推進 ○効率的な行財政運営	・スマートフォン収納の導入 ・町民との懇談の実施 ・業務のデジタル化による事務効率化 など

2 策定の背景

(1) 人口の推移

① これまで

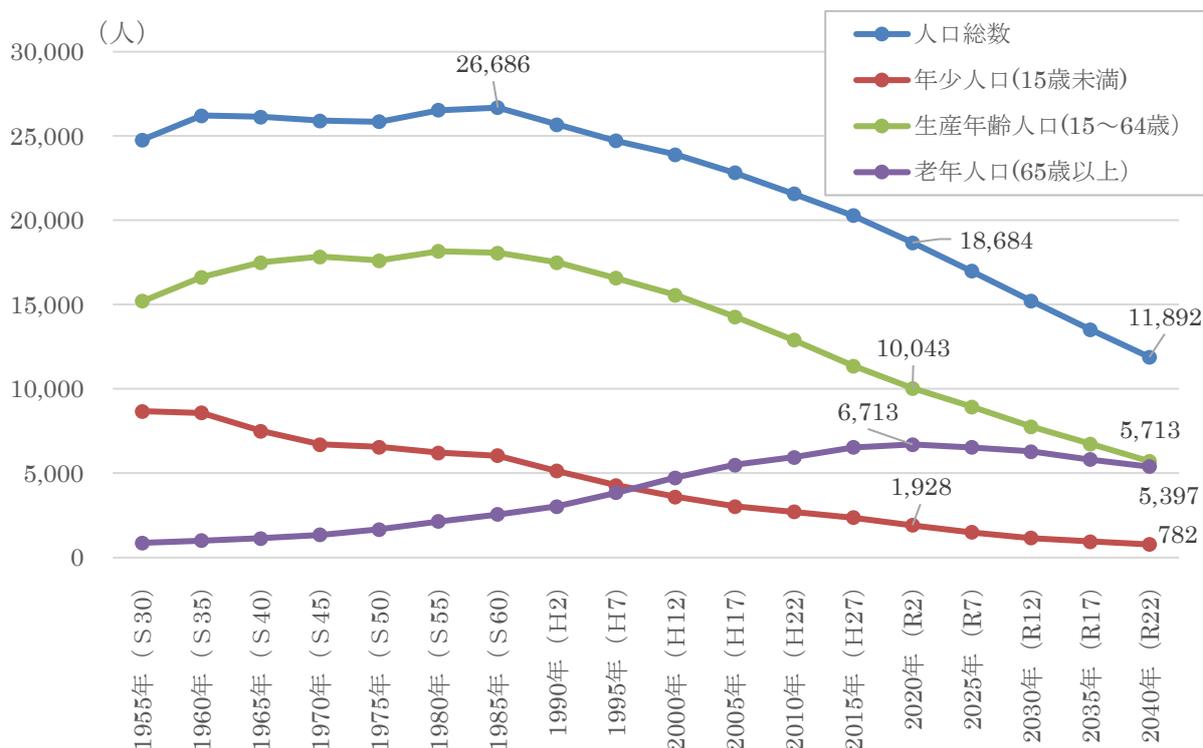
美幌町の人口は、昭和 60 年の国勢調査ではそれまでの最多となる 26,686 人となり、その後は減少傾向に転じ、現在までその傾向が続いています。

また、年齢 3 区分人口については、65 歳以上の人口が増加を続けており、2000 年には年少人口（15 歳未満）と老年人口（65 歳以上）が逆転しました。

② これから

2015 年から 2020 年の直近の変化率を用いた「コーホート変化率法」で、今後の人口を推計すると、2040 年には 11,892 人になると推計されています。

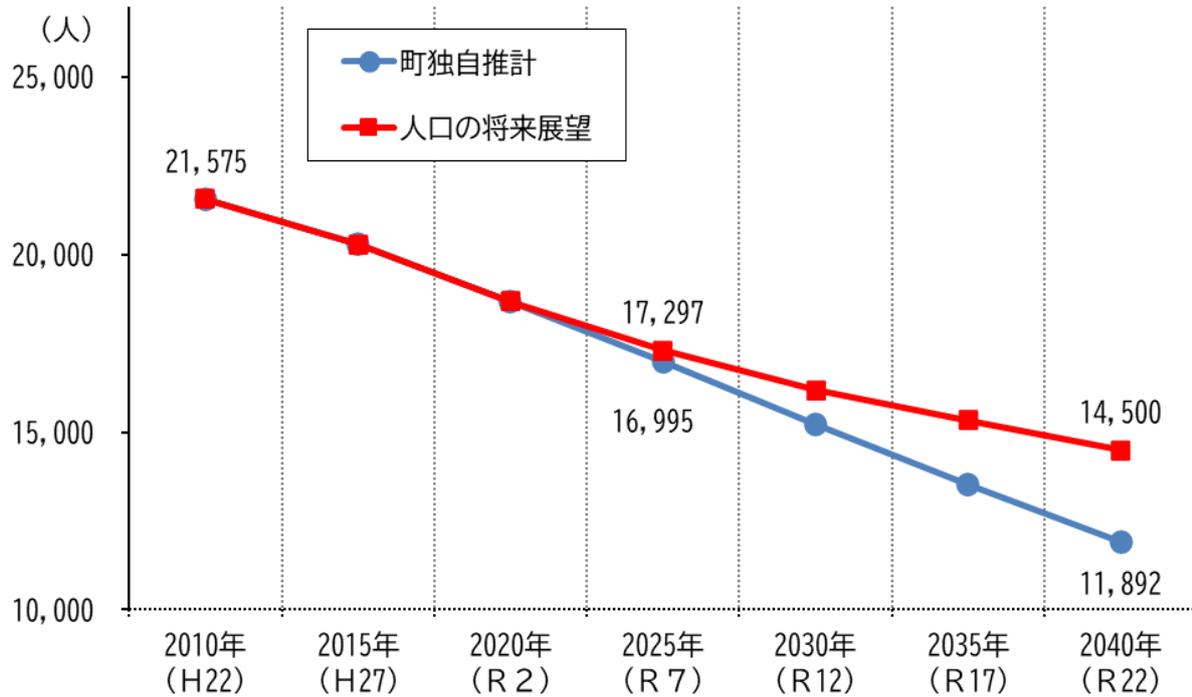
また、年齢 3 区分人口については、今後は老年人口も減少傾向に転じ、2040 年には、生産年齢人口と老年人口がほぼ同数となり、その後もほぼ同じように減少していくことが推計されています。



出典：第3期美幌町まち・ひと・しごと創生総合戦略

③ 長期的な見通し

美幌町人口ビジョンでは、本町の施策による効果が着実に反映されることや、官公庁若しくは企業の誘致の実現などにより、2040年の人口は「14,500人」となり、近年の人口動態が続いた推計値「11,892人」に比べ、約2,600人の施策効果が見込まれます。



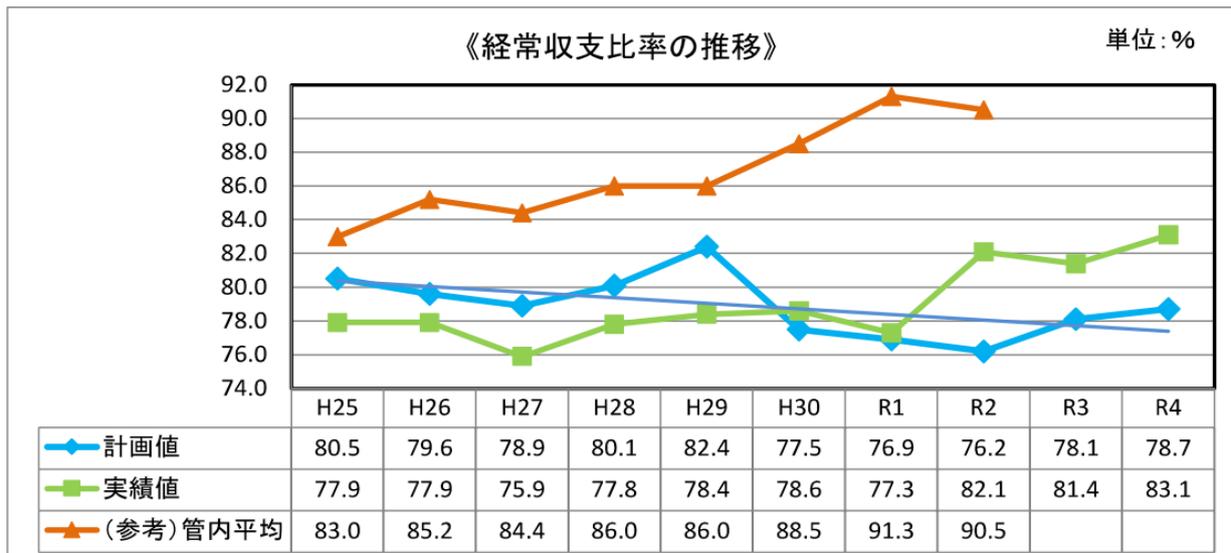
出典：第3期美幌町まち・ひと・しごと創生総合戦略

(2) 財政状況

① 経常収支比率

経常収支比率は、経常経費（固定費）に充当された経常一般財源（町税、地方交付税など）の比率であり、比率が小さいほうが自由な裁量で事業を実施することができます。

本町の経常収支比率は、社会保障関連経費の増加や会計年度任用職員制度の導入に伴い計画値を上回る83.1%に推移していますが、管内平均は大きく下回っています。

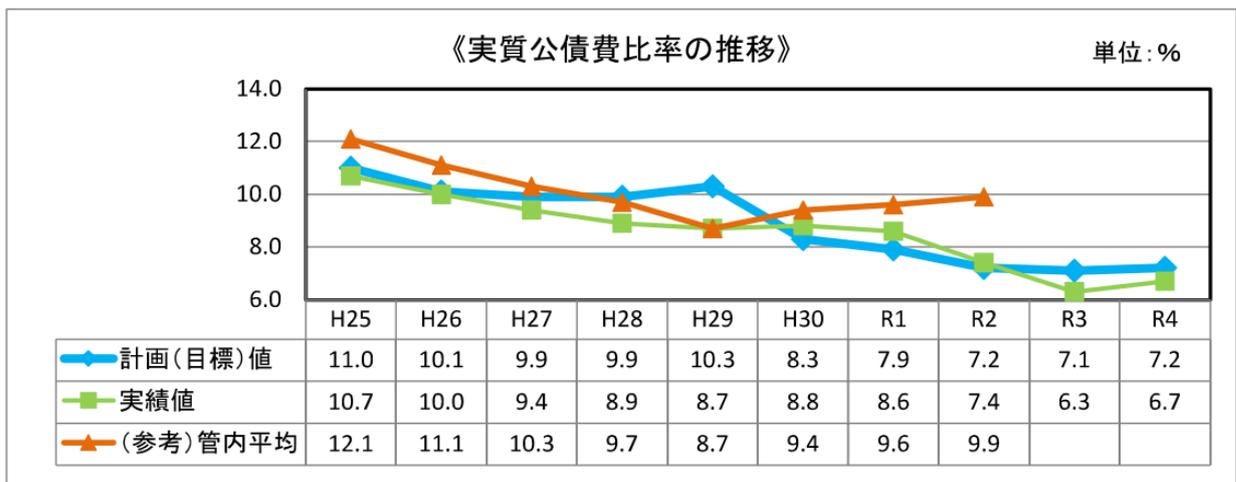


出典：第3次美幌町財政運営計画

② 実質公債費比率

実質公債費比率は、標準財政規模に対する元利償還金と準元利償還金（特別会計への繰出金や組合等への負担金などのうち、地方債の償還に充てたと認められるものなど）に与えた一般財源の割合を示すもので、財政構造の弾力を判断する指標です。比率が18%以上になると、国から許可を受けなければ地方債の発行ができなくなります。

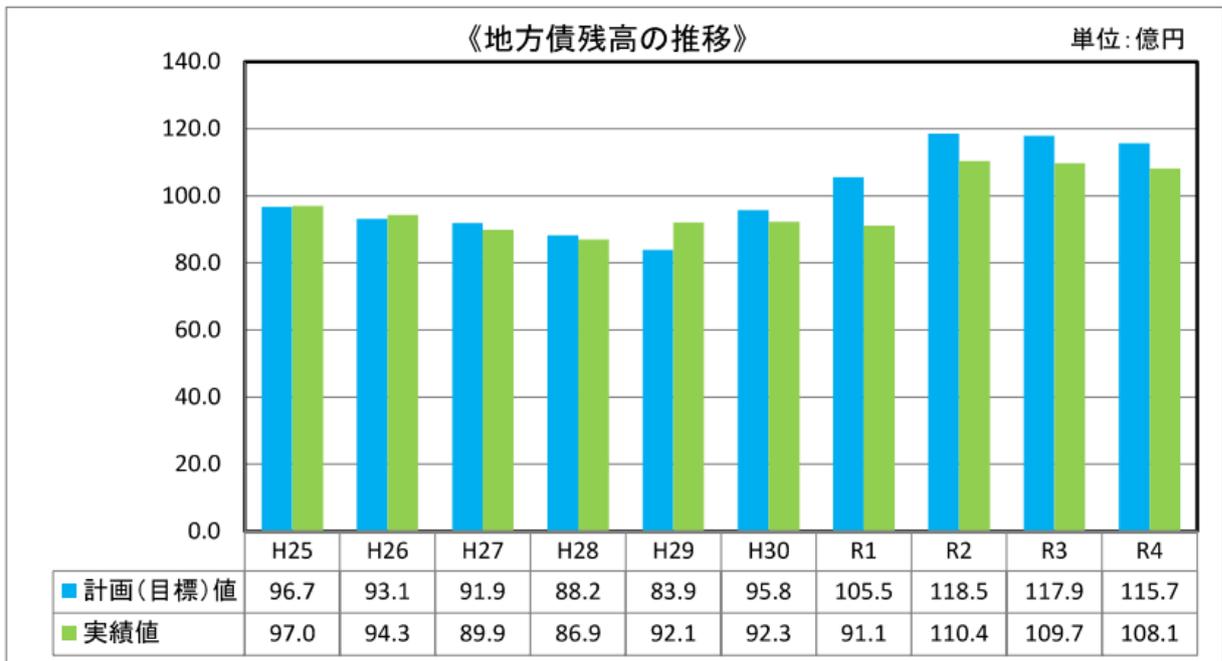
元利償還金の減などにより、実績値は6.7%と計画値を下回っており、管内平均も下回っています。



出典：第3次美幌町財政運営計画

③ 地方債残高

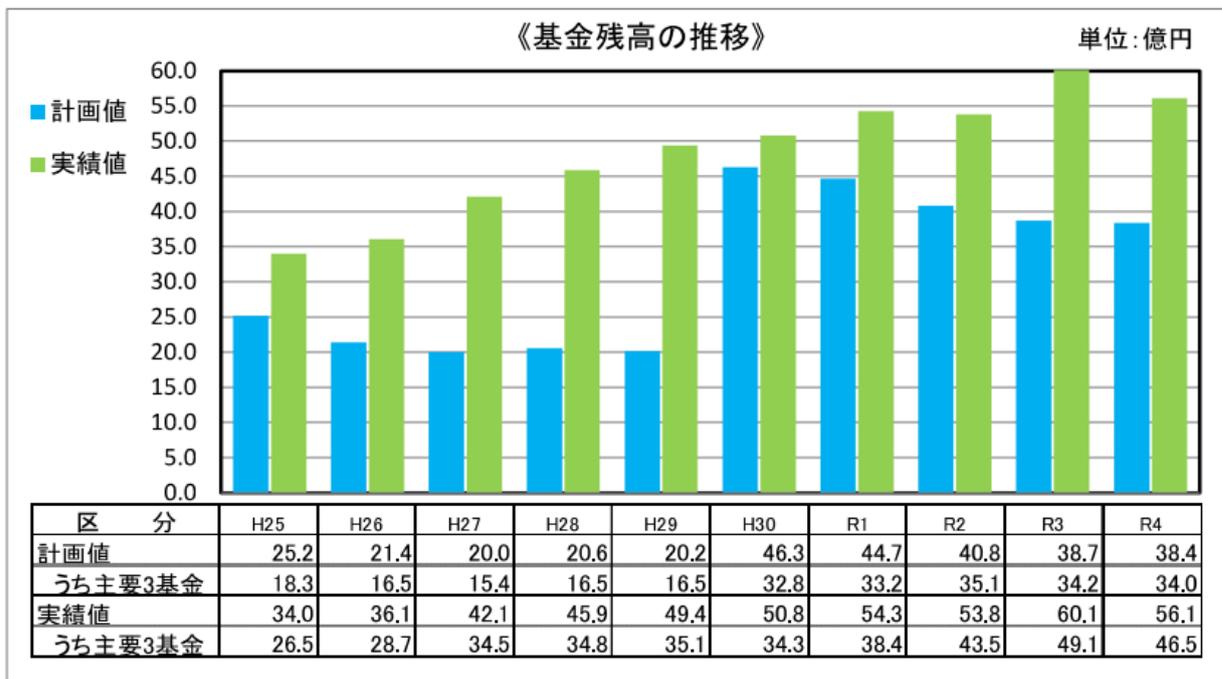
地方債（借金）残高は、平成29年度には町民会館改築事業による借入額の増加に伴い、実績値が計画値を上回っていますが、その他の年度は発行額の抑制により概ね計画値を下回っています。



出典：第3次美幌町財政運営計画

④ 基金残高

基金積立（貯金）残高は、決算余剰金の積立に伴い、全ての年度において実績値が計画値を上回っていますが、今後の公共施設整備や整備に伴う公債費の増に備えるため、引き続き計画的な積立や取り崩しを行っていく必要があります。



出典：第3次美幌町財政運営計画

(3) 行政のデジタル化

近年、社会のデジタル化が急速に進んでおり、行政の業務においてもパソコンやクラウドサービス等の利用機会が増え、デジタルは欠かせないものとなっています。

社会のデジタル化が進んでいる背景には、リモートワークをはじめとした多様な働き方が主流になってきたことや、人口減少に伴う働き手の減少により業務の効率化が急務になってきたことなど、社会のデジタル化に対する意識やニーズの変化が挙げられます。

こうした変化に対応するために、これまでのサービスや業務のあり方をデジタル技術の活用によって変革することが求められています。

本町では、令和3年11月に「美幌町DX推進計画」を策定し、「地域づくり」、「行政機能の強化」の2つの視点で、行政手続きのオンライン化や、テレワークの推進、業務見直しと合わせたAI・RPAの利用促進など、DXの推進を行っております。

そのため、本大綱では、基本方針に「DXを活用した事務の効率化・利便性の向上」を位置付け、行政のデジタル化による、庁内事務事業の効率化や町民の利便性向上に引き続き取り組む必要があります。

3 今後の行財政改革の必要性

本町を取り巻く環境は、社会情勢の変化や歯止めのかからない人口減少、急激に進むデジタル化など、私たちがこれまでに経験したことのない局面を迎えることが想定されます。こうした環境に的確に対応しながら、限られた資源・人材を活用した行財政運営が求められる情勢に対応するため、引き続き行財政改革に取り組んでいく必要があります。

今後の行財政改革に必要な視点

限られた資源を有効に活用し、変化に対応しうる「持続可能」な行財政運営や、継続性の観点を見直し「持続可能」な施策の選択を推進していくこと

新たな時代や環境変化に「即応」し、各種手続きを「迅速」に行えるような体制整備を推進していくこと

組織の在り方や仕事の進め方・働き方を常に進化させ、職員の Well-being※を実現し、真に必要な施策や体系の「的確」な判断や、地域資源や活力の「効果的・効率的」な活用を推進していくこと

※ Well-being : 身体的、精神的、社会的に良好な状態にあること

4 第5次行財政改革大綱の基本事項

(1) 構成

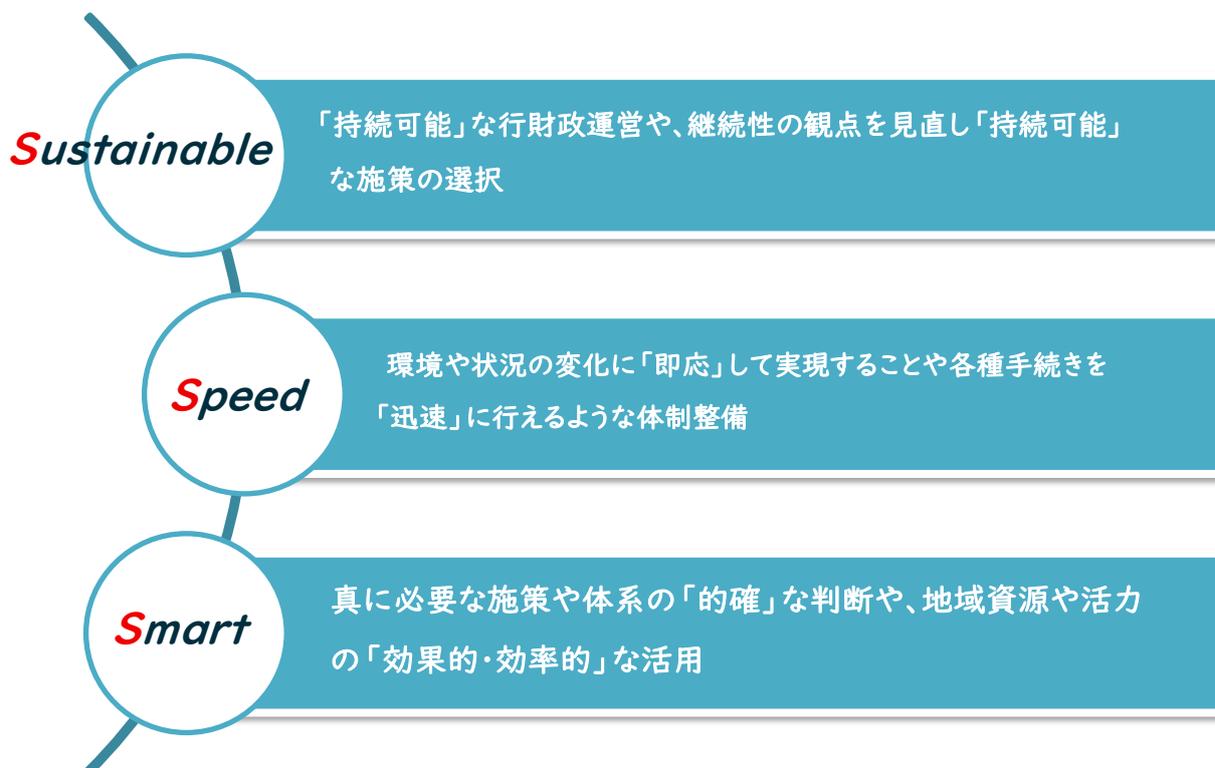
第5次行財政改革大綱は、3つの基本理念、3つの基本方針、6つの重点項目、各種計画をラインナップする行財政改革実施計画で構成します。

(2) 計画期間

本大綱の計画期間は、令和8年度（2026年度）から令和17年度（2035年度）までとします。なお、本大綱に変更が必要な場合は改正を実施します。

(3) 基本理念

人口減少時代を迎え、限られた資源・人材を活用した行財政運営が求められる中で、「3つのS」を意識した行財政改革を推進します。



(4) 基本方針と体系

基本理念「3つのS (Sustainable・Speed・Smart)」の実現に向け、次の3つの基本方針及び6つの重点項目のもと、行財政改革を推進します。

基本方針 1. 持続可能な行財政運営

あらゆる環境の変化に耐えうる持続可能な行財政運営を確立するためには、健全な財政状況を維持していく必要があります。自主財源の積極的な確保や公共施設の最適化と適切な運営に努めることにより、財政のさらなる健全化を目指し、将来を見据えた持続可能な行財政運営を行います。

〈重点項目〉

- 1.1 健全な財政の維持
- 1.2 公共施設の最適化と適切な運営

基本方針 2. DXを活用した事務の効率化・利便性の向上

町民の利便性向上や、業務の効率化による職員の負担軽減を実現するために、行政のデジタル化を進めていく必要があります。手続きのオンライン化やAI・RPA※の活用等を通じて、事務の効率化や利便性の向上を目指します。

※RPA：ロボティックプロセスオートメーション(Robotic Process Automation)の略で、これまで人間が行っていた作業もしくはより高度な作業を、AI等を含む認知技術を活用して代行する取組

〈重点項目〉

- 2.1 デジタル化による庁内事務事業の効率化
- 2.2 デジタル化による町民の利便性向上

基本方針 3. 職員の人材育成や働き方改革の推進

高度化・複雑化する行政課題に迅速かつ的確に対応していくためには、限りある人材を有効活用する必要があります。職員の人材育成や職員の力を最大限発揮できる職場環境づくりを通じて、質の高い行政サービスを目指します。

〈重点項目〉

- 3.1 人材の育成・活用
- 3.2 働きやすい職場環境づくり

(5) 実施計画

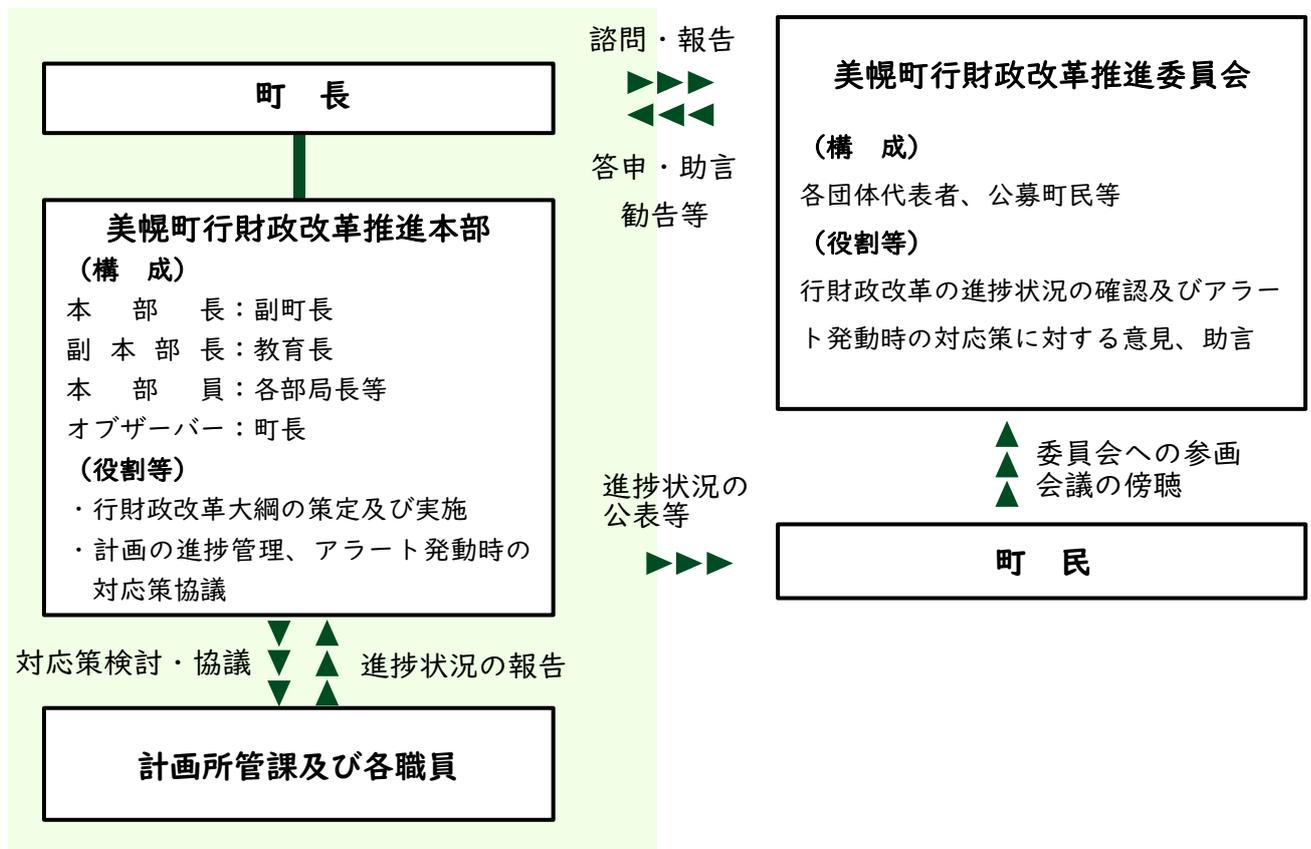
重点項目の実施事項として財政運営計画などの各種計画を実施計画としてラインナップし、各種計画で定める KPI 等の指標を基に「行財政運営警戒アラート」の基準を設定。行財政改革大綱において進捗管理を行います。



5 推進体制等

(1) 推進体制

行財政改革の推進体制は、本部長を副町長、副本部長を教育長とし、各部局長等で構成する内部組織「美幌町行財政改革推進本部」が行財政改革の進捗状況を管理します。毎年度の進捗状況を各種団体の代表者及び公募により委嘱した町民で構成する「美幌町行財政改革推進委員会」へ報告することで適切に進捗確認を行います。



(2) 進行管理と成果の公表

毎年度、実施計画の進捗管理を行い、取組結果は、毎年度町民へ公表するとともに、行財政運営警戒アラートの発動状況等を踏まえ、改善策の検討や各計画等の見直しを図ることで、持続可能な行財政運営を推進します。

(3) 行財政運営警戒アラート

実施計画内の各種計画で定める KPI 等の指標を基に設定し、行財政運営が適切に行われているかどうかを確認するための基準です。

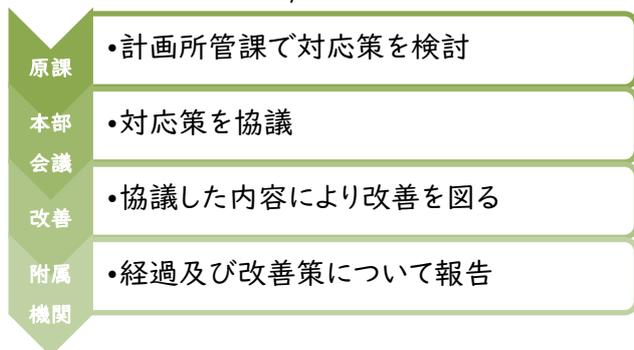
基準は次の3つに分けて設定します。

基準の種類	説明
イエローライン	各種計画において注意が必要な状態を示す基準。 原則として、各種計画で定める計画最終年度の KPI 指標を参考に、計画所管課と協議のうえ設定するもの。
平準化ライン	各種計画において、長期の計画期間であり、単年度の指標を定めていない場合に設定する指標。 原則として、イエローラインとして設定した KPI 指標を計画期間で割り返したもので、毎年進捗管理ができるように設定するもの。
レッドライン	各種計画において危険な状態を示す基準。 原則として、各種計画で定める計画最終年度の KPI 指標を適用。

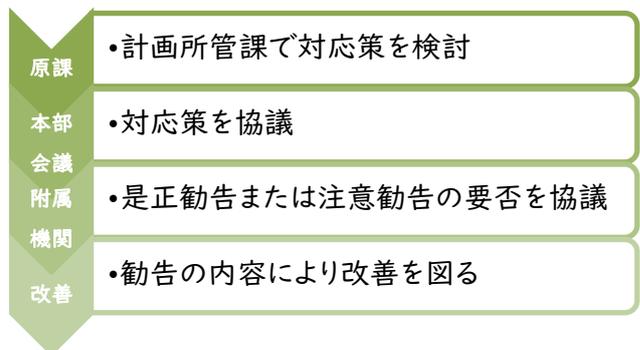


【行財政運営警戒アラート発動のイメージ】

〈アラート基準平準化/イエローを上回った場合〉



〈アラート基準レッドラインを上回った場合〉



第5次美幌町行財政改革大綱

美幌町総務部政策推進課政策統計グループ

〒092-8650 北海道網走郡美幌町字東2条北2丁目25番地

TEL 0152-73-1111

<https://www.town.bihoro.hokkaido.jp/>
